


播磨町民間認定こども園整備事業者募集要項

1. 募集の趣旨

播磨町では、待機児童の解消を図るため、新規認可認定こども園の整備及び運営を行う事業者を次のとおり募集します。

2. 募集の概要

施設種別	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）に基づく認可を受けて開設する幼保連携型認定こども園
施設数	1 施設
整備方法	新設による整備
募集対象地	<ul style="list-style-type: none">・ 事業予定地：加古郡播磨町宮西 2 丁目 47 番（町有地）を無償貸付・ 敷地面積：1,137 ㎡・ 地域地区等：<ul style="list-style-type: none">① 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率：60%、容積率：150%）② 高度地区：第二種高度地区③ 防火地域：建築基準法 22 条区域④ 地区計画等：なし <p>ただし、事業者自らが本要項に定める条件を満たす土地を用意できる場合は、その土地を利用しての応募も可能とする。</p> <p>※町有地の無償貸付期間は令和 8 年 4 月 1 日から 1 年間とし、契約期間満了の 3 か月前までに町又は事業者から異議申し立てがない場合は、更に 1 年間契約期間を更新するものとし、以降も同様とする。</p> <p>※自ら土地を用意する場合は加対象とする。</p> <p>※自ら用意した土地の購入等に要する費用は事業者負担となる点を留意すること。</p>
開所年月日	令和 8 年 4 月 1 日

定員規模	<p>(保育部定員) 定員 80 人以上 120 人以下とする。</p> <p>(教育部定員) 定員 15 人以下とする。</p> <p>【年齢別定員設定にあたっての条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在園児全員が持ち上がり可能な定員設定とすること ・ 播磨町の令和 6 年 4 月の保留児童数を考慮した定員設定とすること。 (保留児童数はこちらから確認してください。) 
開所時間	<p>(保育部) 7 時から 18 時まで、11 時間/日とする。</p> <p>(教育部) 7 時から 19 時までのうち、5 時間/日以上とする。</p> <p>※保育部は、延長保育を除く、通常保育で 11 時間開所とすること。 ※保育部は、11 時間を超えての延長保育事業を必ず実施すること。 ※保育部、教育部ともに、児童が実際に教育・保育を受けることができる時間を開所時間とすること。</p>
閉所可能日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ・ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0 歳児（生後 57 日）からの保育受入れの実施 ・ 自園調理による給食提供の実施 ・ 障害児保育事業、一時預かり事業及び医療的ケア児保育支援事業を実施する場合は審査選考において加点対象とする。 ・ 要配慮児童、DV・虐待世帯に属する児童について、関係機関との情報共有など連携に協力すること。 ・ 町有地で応募する場合、下記の点を条件とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 敷地内にある農業用パイプラインは事業者負担で撤去すること。 ② 宅地化に適した地盤改良工事がなされず、公共工事の発生土か残土等で埋め立てられた可能性があり、東側水路沿いは擁壁がなく、水路に向けて傾斜になっている状態であるため、必要な整備については事業者負担で行うこと。 ③ 開発の基準では、前面道路の幅員は 9m となっているが、周囲の状況から歩道の整備までは求められていない。 しかしながら、敷地内に約 2.5m の空地を確保する必要があると見込まれるため、関係機関と協議すること。

3. 応募資格等

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 応募時において、下記要件をすべて満たす法人であること。
 - ① 社会福祉法人又は学校法人の法人格を有している。
 - ② 認可保育所又は認定こども園の運営実績が3年以上ある。
 - ③ 兵庫県内で認可保育所又は認定こども園の運営実績が1年以上ある。
- (3) 年間運営費の1/2分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により保有していること。
- (4) 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している法人でないこと。
- (5) 法人又は法人が運営する施設について、所管庁が実施した監査・指導検査等において、過去3年間に文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (6) 認定こども園法第17条第2項及び認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)第3条に定める基準をすべて満たすこと。
- (7) 播磨町の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
- (8) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (9) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している法人でないこと。
- (10) 選定法人自らが整備施設を運営すること。
- (11) 施設利用者及び地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- (12) 応募に伴う質問等に対しては、事業者の責任において誠実に対応できること。

4. 施設整備等に関する条件

「2. 募集の概要」に記載する条件を満たすほか、以下の要件を満たすこと。

- (1) 施設については事業者(応募者)が整備し、所有する物件において運営を行うこと。
- (2) 施設整備に当たっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、都市計画法、消防法、播磨町開発指導要綱及びその他の関係法令等を遵守すること。
- (3) 送迎時の駐輪場及び駐車場を敷地内又は近隣に必ず確保すること。
- (4) 建物及び備品等は、当該認定こども園における教育・保育以外の目的に使用しないこと。
- (5) 屋外遊戯場は、認定こども園敷地内に整備すること。
- (6) 国の補助金内示後(令和6年12月頃予定)すぐに入札の実施ができるように施設整備スケジュールを組むこと。
- (7) 施設整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会、自治会、連合会等)に対し、以下の説明を実施してください。

○申込時まで(自ら用意した土地での応募の場合)

自治会長など、地域の代表者に認定こども園整備事業の申込を行う旨の説明をすること。

○事業者選定後（町有地での応募、自ら用意した土地での応募共に）

ア．基本設計立案時

開発協議を行う前に、近隣住民に対し、整備計画や運営等についての説明会を開催すること。開発協議が不要の場合も基本計画立案後速やかに実施すること。

イ．工事着手前及び適時

工事計画が確定し次第、近隣住民等にスケジュール、工事車両の通行等具体的な工事の実施態様についての説明会を開催すること。

ウ．工事着工後

工事着工後も近隣住民等から苦情や要望があれば誠意を持って対応すること。

5．施設運営に関する条件

- (1) 施設運営にあたっては、播磨町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 給食は自園調理で行うこと。なお、アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修を行うこと。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入すること。
- (4) 保育中における入所乳幼児の事故等に備えて適切な損害賠償保険に加入すること。

6．施設整備に関する補助金

- (1) 認定こども園整備を対象とする国の補助制度に基づき、次の補助金の適用を予定しています。

補助金：就学前教育・保育施設整備交付金

補助率（予定）：補助対象経費の 7/8（町補助分を含む。上限あり。）

※補助対象経費（国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和 6 年 1 月 18 日こ成事第 12 号、以下「国要綱」という。）に定める補助対象経費に限る。）に対する補助率を 7/8 となるよう町補助率を上乗せする予定です。

ただし、補助金の上限額は、国要綱で定める交付基準額を参酌して決定します。

※具体的な補助金試算に当たっては、国要綱を参照してください。

※上記の補助金、補助率等は令和 5 年度と同程度の国の補助事業が令和 6 年度以降も実施されることを前提に参考として示したものとなりますので、国要綱の改正に伴い、補助金額等が変更となる場合もあります。

- (2) 工事業者の選定は、播磨町の財務規則（昭和 40 年規則第 1 号）に定める一般競争入札の方法により行うこと。
- (3) 本件は認可幼保連携型認定こども園設置運営事業者を決定するものであり、補助金の交付には、別に予算の成立及び補助対象事業として採択されること等が条件となりますので、補助金の交付及び補助金額を確約するものではありません。（予算が成立しな

かった場合や補助対象事業とならなかったなど事業化されなかったことにより事業者が損害を被ったとしても、町は一切責任を負いかねますのでご了承ください。）

7. スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和6年度	令和6年 3月25日（月）～4月 8日（月） 【期限厳守】	質問の受付期間（土曜日・日曜日及び祝日を除く） 「8. 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。 受け付けた質問について、町ホームページにて随時回答します。
	令和6年 3月25日（月）～5月 10日（金） 【期限厳守】	応募の受付期間 土曜日・日曜日・祝日を除く、9：00～17：00 町こども課に直接持参又は郵送（必着、記録の残る郵送方法）してください。 「8. 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。
	令和6年 5月中旬から下旬	・面接審査 ※具体的な日程は、応募事業者ごとに別途ご連絡します。 ・応募書類の審査 （添付書類の追加提出、提出書類の差替え等を含む）
	令和6年 5月下旬以降	選定結果通知の発送

※ この募集に係る事業者説明会は開催しません。

※ 書類審査期間中における「添付書類の追加提出、提出書類の差替え」については、町において疑義等が生じた場合に、町から事業者に追加書類又は差替えを求めることを指します。（事業者の都合による書類の追加・差替えには対応致しかねます。）

※ 応募事業者が無かった場合は、応募の受付期間を延長するなどスケジュールを変更する場合があります。

※ 選定後に県との認可・設置及び整備に関する協議に入ります。

8. 質問受付及び応募受付の際の注意事項

- (1) 不足書類がある場合又は記載内容に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- (2) 書類を受理した後、不足や不備等が発覚した場合は、追加書類の提出や修正等を求めることがあります。また、追加書類等の提出が認められない場合は、受理した書類を返却する可能性があります。
- (3) 質問は、電子メールで受け付けます。（電話、口頭等による照会は、認識相違の原因となり、町としては、認識相違について責任を負いかねますので、ご遠慮ください。）
 - ① 質問がある場合は、別紙質問書に記入の上、メールタイトルを「播磨町認定こども園整備事業者募集_質問」として、「9. 提出先又は問い合わせ先」のE-Mailアドレスに送信してください。
なお、受け付けた質問が、本件募集要項等内容に該当しない場合及び回答することができない内容であると町が判断した場合は、「回答なし」とすることがあります。
 - ② 回答については、町ホームページ上で随時行う予定です。

- (4) 審査及び選考に関する内容や他の応募事業者に関する問い合わせについては、一切、お答え致しません。

9. 提出先又は問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町 福祉保険部 こども課 幼児保育係

電話番号：079-435-0365 (直通)

E-mail：kodom02@town.harima.lg.jp

10. 提出書類

「提出書類一覧」をご確認ください。

なお、必要に応じて、提出書類一覧に掲げる書類以外の書類の提出を求めることもありますので、ご了承ください。

11. 提出書類の体裁

- (1) 提出する書類は、全てA4版でお願いします。ただし、提出書類一覧の「施設平面図、配置図、立面図」については、A3版でも構いません。
- (2) 「提出書類一覧」の「番号」に従って、順番にA4フラットファイルに書類を綴ってください。(A4書類長辺左側綴じとして、長辺右側にインデックスを付すこと。)

12. 提出部数

- (1) 提出部数は、10部とします。(1部を正本、9部を副本(写し)としてください。)
- (2) 契約者同士で原本を保管する必要がある書類(土地売買契約書等)は、写しで構いませんが、その際は、原本証明をしてください。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。

令和6年 月 日

社会福祉法人 ○○会

理事長 ○○○○ 印

13. 応募にあたっての留意事項

- (1) 本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。また、事業用地の整備や駐車場を確保するために必要となる経費等についても、応募事業者の負担となります。
- (2) 町に提出された書類については、返却しません。
- (3) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (4) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他の関係法令等を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。
- (5) 一事業者が応募できる計画は、一計画に限ります。

14. 事業者の選定について

(1) 選定方法

審査選考委員会による書類審査及び面接審査を経て、町長が決定します。

(2) 審査の視点

審査の視点	主な審査項目
設置者に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績 ・ 応募動機 ・ 保育事業に対する考え方 ・ 本町における子ども・子育て支援事業等の課題認識、貢献方策（待機児童を意識した定員設定、要配慮者等の受け入れや関係機関との情報連携など）
立地条件に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事情への配慮（駐車場の確保、送迎時等の配慮） ・ 近隣住民への説明等対応計画
施設設備計画に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な有効面積を確保した設計（認可基準等）
運営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に対する計画等 ・ 保健衛生管理、防犯・安全対策等 ・ 保護者及び地域との連携等 ・ 苦情対応体制、騒音対策、その他周辺環境への配慮 ・ 個人情報保護に関する体制 ・ 職員配置の考え方（配置基準、各種補助事業の必須職員数等） ・ 職員の処遇向上、人材育成計画等 ・ 保育士等職員の確保方策、職員定着のための方策 ・ 保育料以外の実費徴収費用の使途 等
財務状況等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間の決算状況 ・ 資産状況 ・ 安定的経営見込み 等

(3) 選定結果の通知

選定結果については、各応募事業者へ文書により通知します。

電話等によるお問い合わせには回答致しません。

(4) 選定結果の公表

①選定結果については、町ホームページで公表します。

②選定基準に基づく各項目の評価点数や選定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報等の詳細は、一切公表致しません。

(5) その他

① この選定は、土地建物関係の法令上の制限解除等を保証するものではありません。

- ② 選定されなかったことによる一切の損害、損失等について、町が責任を負うものではありません。
- ③ 認定こども園の設置認可基準、整備基準が満たせない等の理由により事業実施が見込めない場合、その他の理由により実施計画が応募内容と著しく変更された場合等においては、選定を取り消す場合があります。
- ④ 選定により民間認定こども園整備事業者となった事業者については、改めて設置認可申請を行っていただきます。その際、設備運営基準等を満たさない場合には、認可を受けることができず、施設整備等に係る補助の対象となりません。
- ⑤ 選定後において、選定した事業者が辞退した場合又は提出書類の重大な不備や虚偽の記載により選定が無効となった場合には、他の事業者を繰り上げて決定する可能性があります。
- ⑥ 応募がなかった場合及び選考の結果、選定基準等に満たない等の理由により選定事業者が決定しなかった場合並びに選定事業者がやむを得ない事情により事業を中止した場合等には、再募集を実施する可能性があります。

15. 募集要項の配布場所等

募集要項の配布は、土曜日・日曜日・祝日を除く、令和6年3月25日（月）～令和6年5月10日（金）の間、「播磨町役場 こども課 幼児保育係」で行います。（同期間について、町ホームページにも掲示致します。）